

地域奉仕・環境事業資金運用細則

(名称)

第 1 条 この資金は、地域奉仕・環境事業資金と称する。

(目的)

第 2 条 この資金は、区の推進する地域奉仕・環境事業に取り組む各クラブおよび部などの活動支援を目的とする。特に FF 資金は、支援を必要とする子供たちの健全育成に資する事業に活用する。

(資金)

第 3 条 この資金は、CS 資金と FF 資金に分けられ、以下の収入をもってまかなう。

- ① CS 資金……お年玉付き年賀葉書当選切手の収益金および自由献金その他の収入
- ② FF 資金……FF (ファミリーファスト) 献金およびその他の収入

(予算)

第 4 条 事業主任は年度資金計画を立て、理事に予算申請し、区役員会の承認を得る。但しこの資金の年度予算は、特別資金の範囲とする。

(管理・運用)

第 5 条 この資金は、定款第 13 条第 2 項 A に基づき特別資金会計として区会計が収納・管理し、地域奉仕・環境事業委員会 (以下、「委員会」という) により運用される。

(運用の基準)

第 6 条 この資金は、次の基準により運用される。

- ① クラブおよび部の地域奉仕活動に資する事業
- ② ワイズがかかわり YMCA が地域社会奉仕活動に資する事業
- ③ IBC としてクラブの行う国際の地域奉仕活動に資する事業
- ④ ワイズおよび YMCA にかかわる天災、戦乱その他の緊急救援活動に資する事業
- ⑤ その他、委員会の認める地域奉仕活動に資する事業

(支援金の申請)

第 7 条 この資金の支援を受けようとするときは、クラブ (必要に応じ、部および日本 YMCA 同盟) は、資金援助申請書 (様式 1) に所定事項を記入の上、部主査、部長を経て事業主任に提出する。ただし、部および日本 YMCA 同盟にあっては直接、事業主任に提出する。

(支援金の審議)

第 8 条 資金援助申請書が提出されたときは、委員長は速やかに委員会を招集の上、申請内容を審議する。

(支出の決議・承認)

第 9 条 この資金の支出は、委員会の議決を経て、理事が承認する。

(実施報告)

第 10 条 この資金の支援を受けたクラブなどは、当該事業終了後速やかに実施報告書 (様式 2) を作成の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。

(改正)

第 11 条 この細則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日 改正	2001年7月1日 施行	2003年6月14日 改正	2003年7月1日 施行
2004年11月14日 改正	2004年11月14日 施行	2007年4月7日 改正	2007年7月1日 施行

事業委員会では CS 資金については第 6 条「運用の基準」で判断しますが、補足として下記の事項も考慮します。

- ① 申請のあったクラブ、部が CS 事業・環境事業に力強く取り組み CS 資金を理解し協力しているか
(目標達成ポイントなど)
- ② 第 6 条 2 項の補足
たとえ YMCA の事業であってもワイズがかかわっているかどうか、部・クラブ・メンバーと YMCA との協働の事業でなくてはなりません。
(後援・プログラム・チラシ等に具体的なワイズメンズクラブの名前を望みます)。
YMCA 独自の活動であれば YMCA サービスの資金等を充当してください。
ただし 6 条 4 項ではその限りではありません。
- ③ 突発的な事業、急を要する事業以外は申請金額が総事業費の 50% を超えていないか。
- ④ 一つの事業に対しての CS 支援金は原則 1 回だけです。恒例的に行われている事業に対しては資金の固定化や柔軟性を失う恐れがあるので除きます。
ただし恒例化している事業に対しても、より活性化されたと認められる時は事業委員会で前向きに検討します。
- ⑤ 他の団体 (YMCA 以外) との協働事業には少なくとも共催以上 (後援・協力等ではなく) としてください。(プログラム・チラシ等に具体的なワイズメンズクラブの名前を望みます)。
- ⑥ 事業の終了後は速やかに実施報告書 (様式 2) を作成の上、部主査、部長を経て事業主任に提出する。
事業報告・収支報告・写真 (Y's のマークが写っているもの)。